

研究ノート

『宿村大概帳』 覚書

杉山 正司

はじめに

『郵政博物館 研究紀要』第六号において、「『五街道分間延絵図』と『宿村大概帳』の制作」の中で、『宿村大概帳』について制作の経緯について触れ、課題をあげた。しかし、その後は、何ら解決策を見つけられないまま時間が経過していった。いま一度、『宿村大概帳』の郵政博物館本を全て通覧することで、何か見えるかもしれないと考え、改めて確認作業を行った。刊本に記載されていない事項と刊本だけでは知りえなかった所見を、自らの覚書ないし後学の参考のため紹介するものである。

一 『宿村大概帳』の資料概要

改めて触れる必要もないが、『宿村大概帳』について概要を簡単に紹介しておく。本資料は、近世交通史研究の基礎史料として知られ、児玉幸多校訂『近世交通史料集』（本稿では刊本と表記）に収録されている。

『宿村大概帳』は、五街道の他、その付属街道として美濃路・佐屋路・本坂通・山崎通・日光御成道・壬生通・例幣使道の各宿と水戸佐倉道の幕府管理の三宿を収載している。内容は、宿高・人口（男・女）・本陣規模・

旅籠数・家数・人馬賃銭・社寺・沿道の村名・掃除場・生業・並木・一里塚・立場・河川・河岸・橋梁・産業などの概要を記している。

成立時期については、寛政期に調査して文化三年（一八〇六）に完成し献上されたが、改めて命を受けて校本を再作成した。この校本は、天保十四年（一八四三）前後の宿内人口が記載されていることから、概ねこの時期の成立と考えられている。

文化度の校本と天保度の原本は所在不明で、現在郵政博物館が収蔵する『宿村大概帳』が唯一の資料である。ところが郵政博物館本は、駅通局長前島密が命じて、明治十五年（一八八二）に刊行された『駅通志稿』編纂資料として写されたものとされている⁽¹⁾。

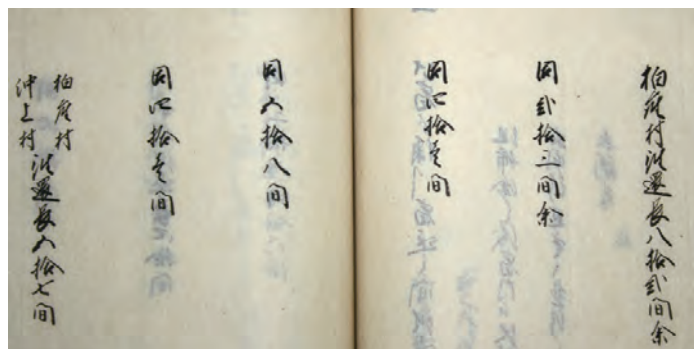
二 『宿村大概帳』の表面的特徴

まず、『宿村大概帳』の表面的にわかる特徴について見ていくことにしよう。

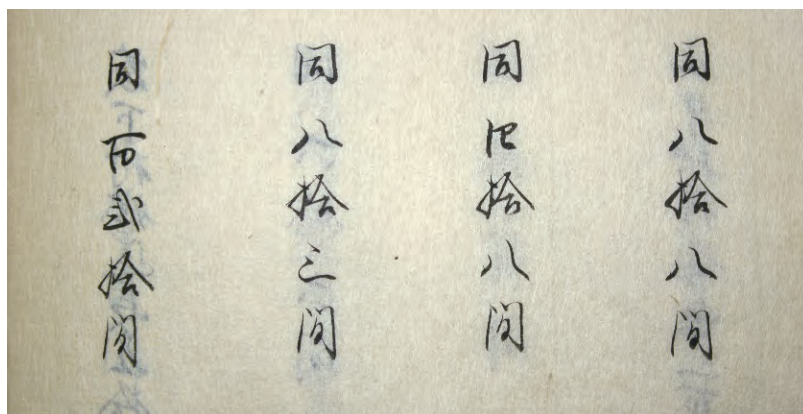
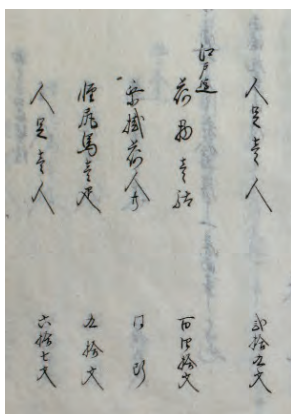
装丁 現状では前項で触れたように、他の『駅通志稿』の編纂資料と装丁は同様で、編纂資料としての写本であることは間違いないようである。ただ、内表紙の添付された題箋については、紙質や書体が明治期より遡る可能性はある。本文に使用されている紙質より題箋の方が厚く、多分に感覚



【図1】内扉題箋



【図2】甲の書写（門構えが右肩下がりに特徴）



【図3】乙の書写（甲とは異なる門構えと、大胆な払いに特徴）

街道名	「甲」書写の冊	「乙」書写の冊
東海道	一、二、三、四、五、六、十一	七、八、九、十、十二、十三
中山道	一、二、三、四、六、七、八、十	五、九
日光道中	一、四、五	二、三
奥州道中	一、二、三	—
甲州道中	一、五、六	二、三、四、七、八
日光御成道	—	一、二、三
日光例幣使道	一、三	二
水戸佐倉道	—	—
壬生道	—	—
美濃路	一、二	—
山崎道	—	—
本坂道	—	—
佐屋路	—	—

【表】書写者別の冊数

的となってしまうが墨痕が深く、書体も明治期のものより古様であるように感じられるものの、次項で触れる「甲」の手になると考えている【図1】。

書写者『宿村大概帳』は、一冊毎の丁（頁）数の多寡はあるものの、全冊で五十二冊と、膨大である。一人の手で書写することは困難であった。これを一冊ごとに見ていくと、手が異なることがわかった。中心となった書写者を仮に甲、もう一人を乙としておく。甲は、漢字のつくりの門構えに特徴があり、左から右へ肩が下がる特徴がある【図2】。一方、乙は甲とは異なる門構えであるが、最も払いに表れており、大きく伸びやかな払いをするところに特徴がある【図3】。

甲乙両者の書写の冊別を一覧にしたものが【表】である。【表】を見てわかるように、甲が主となって書写に当たっていたとみられる。

しかし、事は単純ではない。一部に甲乙両者の手になる巻がみられるのである。それは、最も大部である東海道分においてみられる。全体を甲が書写するものの、駄賃定書など高札などの法令部分に限って一部を乙が書写している。高札など法令部分は、基本的に大きな異同は宿名と駄賃のみであることが関係し、綴じをはずすことで他の部分より機械的に書写できたのであろう。

東海道 三島宿(第三冊)→金谷宿(第五冊)の十四宿、浜松宿(第六冊)→吉田宿(第六冊)の六宿、草津宿(第十一冊)の一宿の合計二十一宿の一部を乙が担当し、また、水口宿(第十冊)の一部については甲が担当している。

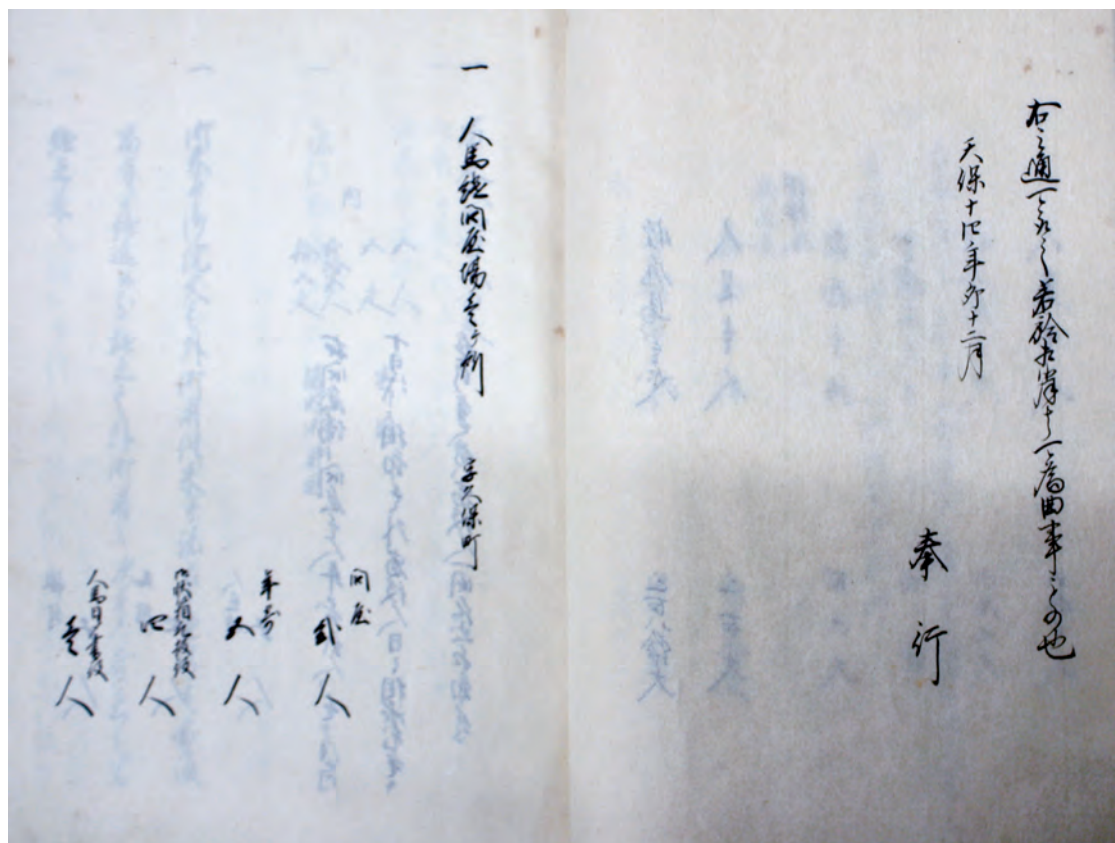
この中で浜松宿では、乙は高札部分を一気に書写してはおらず、統一された書体ではなく、明らかに呼吸が変化した様が見て取れる。

さらに水口宿に関しては、高札部分だけではなく、丁(頁)の後半から高札部分がある場合には、前の地子免許の記述が途中あっても、切れのいい丁(頁)で甲から乙にバトンタッチして書き継いでいる【図4】。このことから高札部分は、たまたま分担しやすい項目で完結していたので分担書写が容易であったが、水口宿については項目での改頁ではなかったため項目途中からの書写分担となったと考えられる。そうすると原本も、この書写された郵政博物館本と同じ割付であった可能性が想定され、あるいは忠実に臨写したこともいえるのではないだろうか。

三 『宿村大概帳』の異同

次に、本文の記載や校閲、修正など、内面的な部分をみていきたい。ただ、筆者自身が見落としをしている可能性が大きいものの、「東海道宿村大概帳」が大部であることと、最初に書写に着手したためなのか、最も特徴的な異同が確認できるのである。巻頭から顕著な点について列挙していく。

付箋 品川宿(第一冊)の冒頭部分に付箋と修正の痕跡がある。後ほど触れる修正の貼り紙とは異なる、やや黄色味を帯びた紙質の付箋である【図5】。後者には紙を削って手繕いして修正した痕跡が認められ、同筆であ



【図4】 右は乙、左は甲が書写している（三島宿）

ることから書写者自身が誤りに気付き、自らが施したものと考えられる。

また、藤沢宿（第一冊）の今宿村の土橋の記述の下に二枚の付箋の痕跡があり、左側の付箋に「了」らしき一字が残るが付箋が欠けているので不詳である【図6】。

このほか大磯宿（酒匂村）、箱根宿（ともに第二冊）など、比較的巻数の若い巻にみられている。注記があったのかを含め明瞭な修正の痕跡は認められない箇所もあるので、何のためか不明である。

「奥州道中宿村大概帳」白川宿（第三冊）では、問屋給米の項目に検断所役人の手当てに「コレハ別ニ三人扶持アリ、扶持モ米ユヘ無論算入スヘシ」と付箋が付けられているが、明らかに東海道の付箋とは異なる【図7】。貼紙 刊本では付箋として記載しているが、本項では前項との混乱を避けるため、貼紙とすることを予め断っておく。

神奈川宿（第一冊）の天保十五年（一八四四）の駄賃高札部分に、貼紙修正がみられる【図8】。刊本でも注記されているが、「未五月今来ル子」の貼紙があり、修正前は「辰五月今来ル酉」と開始時期に一年、終期に四年、期間に七年と五年の誤差がある。後段では、修正前「天保十五年辰四月」が、貼紙修正で「安政六未四月」となっている【図9】。神奈川宿に限っては、安政六年（一八五九）に駄賃が改定されていたのである。これは前項で指摘したが、高札部分は単純に書写しているためで、前の品川宿・川崎宿と次の保土谷宿は、修正前の記載であることから明らかであろう。

「中山道宿村大概帳」の下諏訪宿（第五冊）の地子免許にも次のような貼紙修正部分がある【図10】。修正前は「六千六百七拾坪半」であるが、修正後「六千七百五坪半」是者辛未六月八日高島藩ヨリ 再調書 差出候」となっている。この「辛未」が何時なのか問題だが、『宿村大概帳』が天保十四年（一八四三）とすれば、前後の「辛未」は文化八年（一八一二）と明治四年（一八七二）である。「高島藩ヨリ」としていることから考えると、「藩」は明治元年の府県と藩の呼称から四年七月十四日の廃藩置県までに限られ、『駅通志稿』編纂時ではないかと推測される。詳しく調べてみないとわからないが、駅通寮から各地に確認の問い合わせをして、高島藩から回答があり書写した原本の記述を訂正したとみるべきではないだ

ろうか。

同様に「甲州道中宿村大概帳」の金沢宿と上諏訪宿（ともに第八冊）の地子免許の項にもある。金沢宿の修正前「壹万七千拾四坪余」が、貼紙修正「壹万七千五百拾四坪半」是ハ辛未六月八日再調改【図11】。上諏訪宿が「壹万六千九拾九坪余」が、貼紙修正「壹万七千五百七坪」是ハ辛未六月八日再調改【図12】。これは中山道の下諏訪宿の修正とも対応するもので、高島藩が同時に再調査結果を駅通寮に報告したことを示している。しかも金沢宿の検地が文政度の検地で、これを元に地子免許が決められていることは、「辛未」は文化八年（一八一二）ではありえず、明治四年であることも確認できる。

「中山道宿村大概帳」の愛知川宿（第十冊）の愛知川宿から武佐宿迄の往還通間の村の西老蘇村の項で、前後の宿への里程で「愛知川」とすべきところ「武佐」と誤記し、貼紙で修正されているが【図13】、刊本では注記はない。

なお、筆者は貼紙の文字からは、複数の手になるものと見ている。

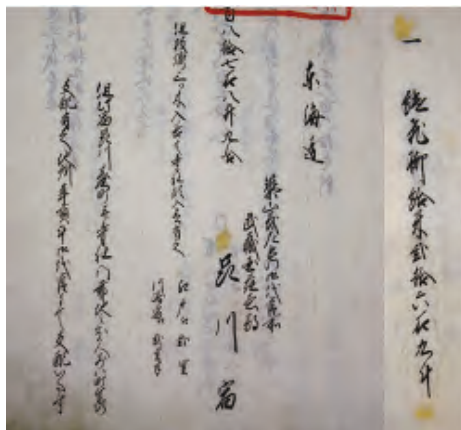
朱書 朱書は、「東海道宿村大概帳」だけに見られる。水口宿（第十冊）の水口宿より石部宿迄往還通の雑部に「寛政十三年年」の干支が間違いで朱書きで「午」を「酉」に訂正している【図14】。

伏見宿（第十二冊）の「伏見宿雑部」にも朱書が数か所見られる。ただし、水口宿とは異なり、虫損を補修した部分で、虫損により文字が欠けてしまったため書かれていた文字を補ったものである。裏打ちのあとの朱書なので、比較的新しいものと推定され【図15】、刊本でも注記はない。

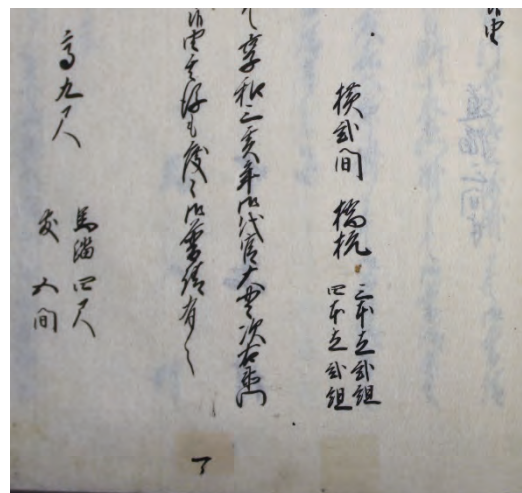
脱字 「東海道宿村大概帳」吉原宿（第三冊）では、「本市場村」と墨書された貼紙があるものの、その下は無地であり、これは単に書き漏らしたためであろう【図16】。だが、何故空白の無地部分に、直接書かずに貼紙としたのか疑問は残る。

加筆 『宿村大概帳』には、随所に異筆による加筆の記載がみられる。これまで付箋・貼紙・朱書・脱字などでみてきたように、『駅通志稿』編纂に携わった校閲者の手になるものと推測される。

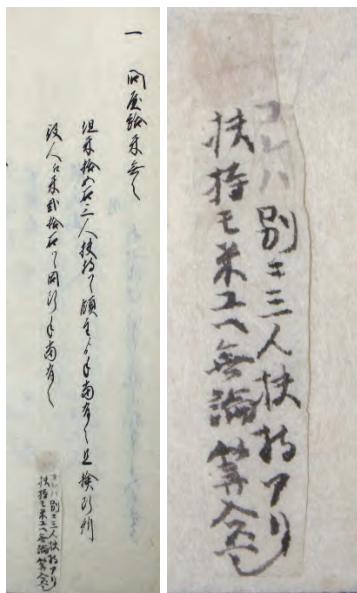
「東海道宿村大概帳」藤沢宿（第一冊）往還御掃除場の倉見村の町場へ



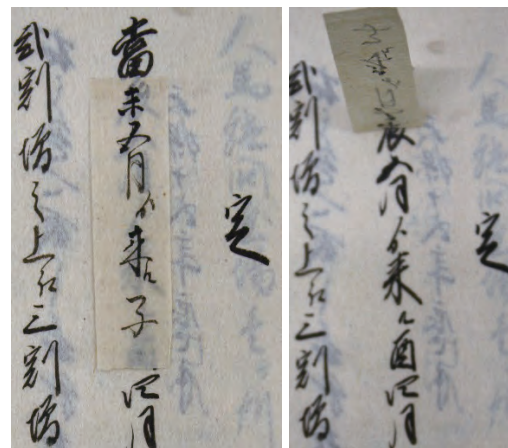
【図5】黄色味を帯びた付箋と手繕いで修正した痕跡（右）



【図6】下部に「了」らしき付箋



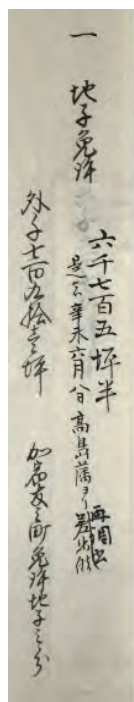
【図7】付箋（白川宿）



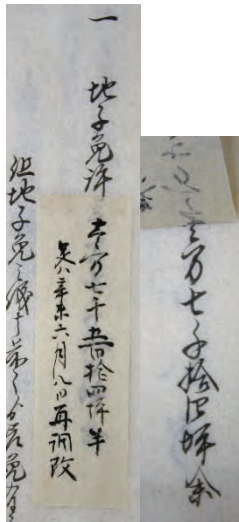
【図8】貼紙修正（神奈川宿）



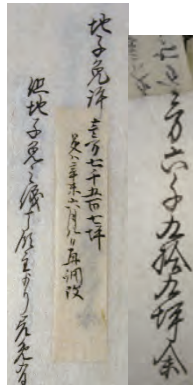
【図9】貼紙修正（神奈川宿）



【図10】貼紙修正（修正前の文字は完全に貼り付けられている。下諏訪宿）



【図11】貼紙修正（金沢宿）
修正後（左）と修正前（右）



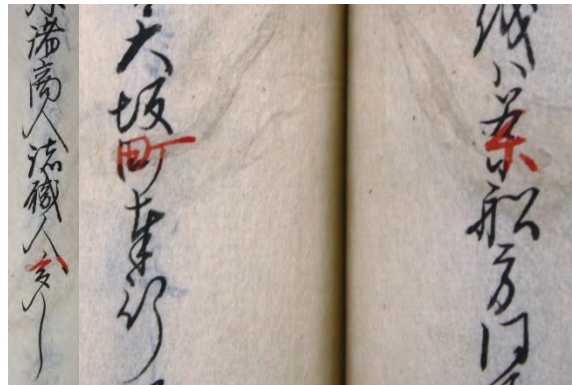
【図12】貼紙修正（上諏訪宿）
修正後（左）と修正前（右）



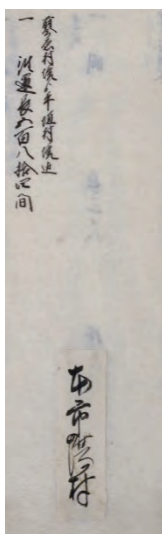
【図13】貼紙修正（愛知川宿）



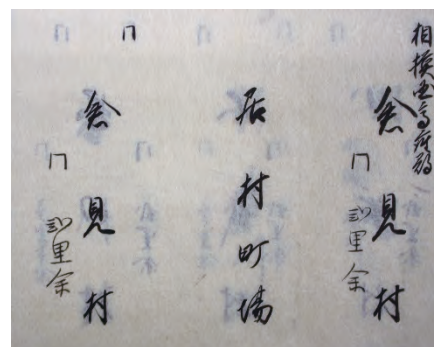
【図14】朱書訂正（水口宿）



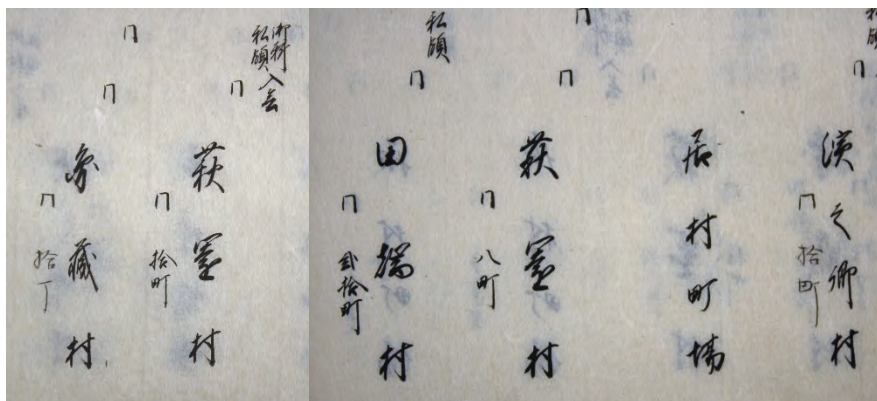
【図15】朱書補訂（伏見宿）



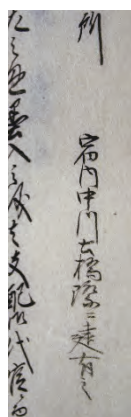
【図16】脱字による貼紙（吉原宿）



【図17】加筆（「同 式里余」藤沢宿）



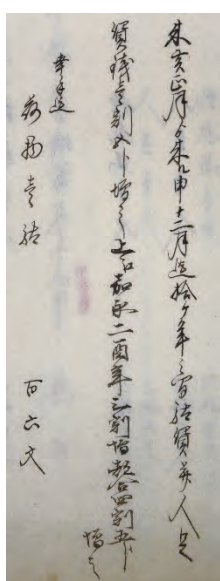
【図18】加筆（「同拾丁」（左）と「同拾町」（右）藤沢宿）



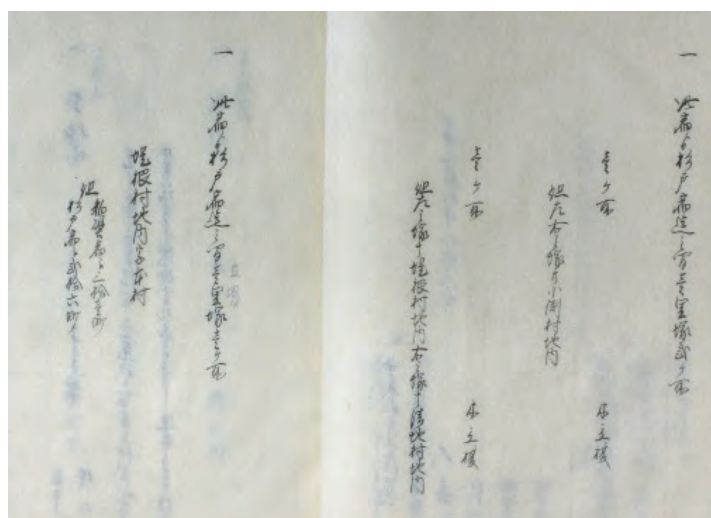
【図19】加筆（「宿内中川土橋際二建有之」袋井宿）



【図20】加筆（「道端式間々四間迄」濱松宿）



【図21】加筆（上江嘉永二酉年三割増、都合四割五分増之）中田宿）



【図22】誤記（左側は「立場」とすべきが「壺里塚」となっている。右頁には「壺里塚」の記載がある。粕壁宿）

の里程「同 式里余」二か所は、脱漏による加筆【図17】。同じく円蔵村も「同 拾丁」、濱之郷村「同 拾町」も同様である【図18】。なお、「丁」と「町」は同筆であるが、何故「丁」としたのか不明である。

袋井宿（第五冊）の高札場の項目で「宿内中川土橋際二建有之」も異筆で後から書き加えられたものであろう【図19】。

濱松宿（第六冊）中下刑部村の往還長の項目で、「道幅式間々四間迄」も異筆による加筆である【図20】。

「日光道中宿村大概帳」中田宿（第二冊）は、刊本でも「後筆」と指摘されている箇所がある。天保九年の駄賃定に続く「上江嘉永二酉年三割増、都合四割五分増之」である【図21】。この嘉永二年（一八四九）の年紀は、貼紙による安政六年（一八五九）の駄賃改定、明治四年（一八七二）の高島藩による再調査による回答とともに、『宿村大概帳』の直接の記述の中では時代が下がるものである。これらの原本になかった加筆や貼紙などの事項は、どのように校閲、補訂していったのかを考える手掛かりになるかもしれない。

なお、これらの書体を通してみると、小稿で列挙してきた加筆とした手は同筆であるとみられる。

誤記 「日光道中宿村大概帳」粕壁宿（第二冊）では、壱里塚についての記載に続いて立場について記されるが、書写の際に前項と見誤ったのか「立場」とすべき文字を「壱里塚」と書き誤っている【図22】。刊本で注記はあるものの、何らかの修正は見られず、校閲は見逃されてしまっている。

紙質 『宿村大概帳』は、ほぼ同様に漉かれた紙を用いて書写されているが、「東海道宿村大概帳」の丸子宿と岡部宿（ともに第四冊）は、漉かれた紙が異なる。大部な資料だけに、一時的に紙が足りなくなり、他用から転用されたのであろうか。

むすび

小稿は、『宿村大概帳』を通覧して気づいたことを、自らの覚書として単に列挙してきたにすぎない。勿論、筆者の力不足もあり、見落としや誤

解もあるかもしれない。しかし、それを懼れずに以下、概要と所見を順不同で指摘しておきたい。

- ・『駅通志稿』編纂にあたって原本を書写した写本が、郵政博物館本である。
- ・『宿村大概帳』全五十二冊の書写順は、「東海道宿村大概帳」から着手したとみられる。

- ・書写者は、二名（仮に甲と乙）であり、基本は各冊それぞれが単独で担当した。

- ・『東海道宿村大概帳』の宿場の高札部分の一部では、該当本担当書写者（甲）ではない者（乙）が書写している。

- ・「中山道宿村大概帳」と「甲州道中宿村大概帳」の諏訪地方には、明治四年（一八七二）の高島藩による再調査の回答が反映されている。それは、同年六月八日以前に『駅通志稿』編纂のための調査が始まっていたことを示している。

- ・校閲者が複数存在し、付箋で指示、貼紙で修正、後筆により加筆などを行っており、少なくとも三ないし四名は存在した。なお後年、欠損部分を朱書修正する者もいた。

- ・「日光道中宿村大概帳」中田宿（第二冊）に後筆された嘉永二年（一八四九）の年紀は、『宿村大概帳』記載の最も時代の下がった年代である。これは原本の記載なのか、校閲者の追記なのか、いったい何を示しているのか。

研究ノートとして、非常にまとまりのない内容となってしまった。今後、『宿村大概帳』を様々なアプローチや別な目で見ること、新たな気づきがあり、研究が進展していくと思う。小稿が、『宿村大概帳』研究の一助となれば幸いである。

先学諸兄の御批判、御叱正など賜われれば幸いである。

（すぎやま まさし 埼玉県立文書館前館長）

（1） 児玉幸多校訂『近世交通史料集四 東海道宿村大概帳』解説、吉川弘文館、一九七〇年、児玉幸多「宿村大概帳」（『国史大辞典』所収）